

(資料2) ミネラルウォーターの細菌検査結果

梶原 一人

衛生試験所において平成元年度に入手したミネラルウォーター（殺菌、未殺菌）18例と、その原水2例について細菌検査を実施した。検査法は、食品衛生法施行規則及び食品添加物等の規格基準（昭和61年5月31日に一部改正）に準拠した。結果を表1、2に示す。

表1 ミネラルウォーター原水

No.	採水地	一般細菌数(コ/㎖)	大腸菌群	緑膿菌	腸球菌	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌
1	大分県	3	—	—	—	—
2	大分県	2	—	—	—	—

表2 ミネラルウォーター製品

No.	生産地、国(会社)	処理(表示)	一般細菌数(コ/㎖)	大腸菌群	緑膿菌	腸球菌
1	福岡県	殺菌	< 1	—	—	—
2	ニュージーランド	殺菌	< 1	—	—	—
3	フランス (A社)	未殺菌	4.0×10 ²	—	—	—
4	福岡県	殺菌	< 1	—	—	—
5	北海道	殺菌	< 1	—	—	—
6	フランス (B社)	未殺菌	6.4×10 ²	—	—	—
7	フランス (C社)	未殺菌	3.8×10	—	—	—
8	兵庫県	殺菌	< 1	—	—	—
9	兵庫県	殺菌	< 1	—	—	—
10	岐阜県	殺菌	< 1	—	—	—
11	長野県	殺菌	< 1	—	—	—
12	フランス (A社)	未殺菌	7.5×10 ²	—	—	—
13	フランス (B社)	未殺菌	5.9×10 ²	—	—	—
14	フランス (C社)	未殺菌	6.9×10	—	—	—
15	フランス (A社)	未殺菌	1.1×10 ³	—	—	—
16	フランス (B社)	未殺菌	8.4×10 ²	—	—	—
17	フランス (C社)	未殺菌	9.5×10	—	—	—
18	トルコ	未殺菌	< 1	—	—	—

備考：ミネラルウォーターとは水のみを原料とする清涼飲料水のことで、清涼飲料水の成分規格には一般細菌数の規制はないが、飲用水とみなし水道法第4条飲用適をあてはめると、外国産未殺菌ミネラルウォーター10例のうち6例が一般細菌数100コ/㎖以上で飲用不適となり、ナチュラルミネラルウォーターという清潔なイメージにはそぐわない。またこれらの細菌は水生細菌と推定されたが、冷蔵保存が義務づけられていない状況を考えると常温保存中の菌の推移に興味もたれる。なお、大腸菌群、緑膿菌、腸球菌は1例も検出されなかった。